

エ 災害時対応仮設資材の所有 基準

(評価対象となる資材)

対応資材	規 格	審査基準日時点の状態
H型鋼	高さ 300 mm以上、幅 150 mm以上、長さ 5 m以上	自社所有（単独所有）
鋼矢板	Ⅱ型以上、長さ 6 m以上	

(評価対象者)

評価対象者は、審査基準日時点において、対応資材を自社所有し、災害時に県へ資材提供の協力を確約する者。

(評価の方法)

(1)	【 H型鋼 】 3 t 以上所有：10点を加点
(2)	【 鋼矢板 】 8 t 以上所有：10点を加点
(3)	(1) + (2) で合計 20点を上限とする。
(4)	審査基準日時点において、工事に使用しているものも認めるが、対応資材であると確認できないものは認めない。

(現地調査)

対応資材は、適時、現地調査により確認を行う。その場合、評価対象者は、調査に協力しなければならない。